

市政トピックス

市議会4月臨時会を開催します

議事課 庶務係 ☎(95)0137

▼とき 4月9日(木) 午前10時開会

軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係 ☎(95)0116

心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有しているオートバイ、軽自動車の税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けている人や、普通自動車で税金の減免を受けている人は減免されません。

▼申請期限 4月2日(木)～5月25日(月)までに税務課へ。

- ▼持参するもの
- ・身体障害者手帳等
- ・自動車検査証
- ・運転免許証(該当の車を運転する人のもの)
- ・印鑑

平成27年度休日納税相談窓口

税務課 徴収係 ☎(95)0117

平日は仕事など多忙により納税に関する相談ができない人のために、休日納税相談窓口を開設しています。

□休日納税相談

▼とき 毎月第4週の日曜日 午前8時30分～正午

※8月は祭事のため第5週の開設

※8月と2月はその前日の土曜日も開設

平成27年度休日納税相談日程表

①	4/26(日)	⑧	10/25(日)
②	5/24(日)	⑨	11/22(日)
③	6/28(日)	⑩	12/27(日)
④	7/26(日)	⑪	1/24(日)
⑤	8/29(土)	⑫	2/27(土)
⑥	8/30(日)	⑬	2/28(日)
⑦	9/27(日)	⑭	3/27(日)

▼ところ 市役所1階 税務課窓口
※ポルトガル語の通訳対応も可能です。

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合

給付課 ☎052(95)1205

被保険者の皆さんの健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します。(4月1日～翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します。)

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲都市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲都市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330

▼利用方法 申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し1千円を助成します。

西三河都市計画 都市高速鉄道等の変更(案)の縦覧

都市開発課 鉄道高架係 ☎(85)5882

次の都市高速鉄道および都市計画道路の変更(案)を縦覧します。
▼都市計画の種類・名称

- ・西三河都市計画都市高速鉄道 名古屋本線三河線(豊田方)(県決定)
- ・西三河都市計画道路3・4・83号 知立環状線(県決定)
- ・西三河都市計画道路8・6・652号 三知緑道線(市決定)

▼縦覧期間 4月10日(金)～24日(金)の各開庁時間内

▼縦覧場所 都市開発課(市街地整備事務所 堀切一丁目10番地)



・県都市計画課(県本庁舎5階) ※県庁では、県決定のみの縦覧となります。

▼意見書の提出 この案に対して意見のある人は、縦覧期間中、県決定分は県知事に、市決定分については市長に意見書を提出することができます。

刈谷知立環境組合 ホームページをリニューアルしました

刈谷知立環境組合 ☎(21)5389

3月にリニューアルしました。ぜひご覧ください。
<http://www.kariya-chiryu.jp/>

**土地・家屋価格等縦覧帳簿
の縦覧・固定資産課税台帳
の縦覧ができます**

税務課 資産税係 ☎(95)0148

固定資産税の縦覧制度とは、市内にお持ちの土地や家屋にかかる固定資産税の納税者が、ご自身の固定資産と市内の他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。ただし、土地のみをお持ちの人は土地、家屋のみをお持ちの人は家屋のみの縦覧となります。

□縦覧

- ▼縦覧できるもの
 - ・土地価格等縦覧帳簿（所在地番・地目・価格）
 - ・家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋

番号・種類・構造・床面積・価格）
▼縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧場所 税務課
▼縦覧できる人

- ① 市内に所在する土地または家屋に對して課する固定資産税の納税者
- ② 納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人
- ③ 納税者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの
※縦覧期間中(4月10日(金)以降)は土地・家屋名寄帳兼課税台帳を無料で発行できます。

□閲覧

▼閲覧できるもの

・土地・家屋・償却資産課税台帳
▼閲覧期間 4月10日(金)から午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▼閲覧場所 税務課(6月2日(火)からは市民課)
▼閲覧できる人

- ① 市内に所在する土地・家屋・償却資産に對して課する固定資産税の納税義務者
- ② 納税者の同一世帯で生計を一にする親族・納税管理人
- ③ 納税義務者の委任を受けた代理人(委任状が必要)

④ 土地・家屋に對して賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人は、当該権利の目的である固定資産の記載されている部分(賃貸借契約書等が必要)

⑤ 固定資産の処分をする権利を有する一定の人については、当該権利の目的である固定資産(当該権利を有することのわかるものが必要)

▼持参するもの 運転免許証等、本人であることを証明できるもの

**固定資産税・都市計画税
納税通知書兼課税明細書
発送**

税務課 資産税係 ☎(95)0148

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固

定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

▼税率

・固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

・都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.3%の割合で課税されます。

▼納税通知書兼課税明細書

・発送予定日 5月中旬頃
※平成27年度は3年に一度の土地・家屋の評価替え年度にあたるため、発送が例年より1か月遅れになります。

▼第1期納期限 6月1日(月)

○次に該当する場合はご連絡ください

- ・課税明細書の内訳と平成27年1月1日現在の資産状況が異なるとき(平成26年中に取り壊した家屋が記載されているなど)

※非課税物件は課税明細書に掲載されません。

・納税通知書および納付書の住所、氏名に誤りがあるとき

・その他、疑問に思うとき



緑の募金にご協力を!

緑化意識の高揚とみどり豊かな地域づくりを目的として行います。ご協力をお願いします。

- ▶とき 4月1日(水)～5月31日(日)
- ▶方法 家庭募金、街頭募金、職場募金、篤志募金

▶募金箱設置場所 市役所(案内・都市計画課)、中央公民館、図書館、福祉体育館、保健センター

▶昨年度募金の使い道

- 国・県・東日本大震災被災地への緑化活動
- 市内の緑化推進活動

- ・水仙の球根の配布
 - ・「花と緑のカレンダー」の配布
 - ・花しょうぶの植栽
 - ・かきつばた植付講習会(6月実施予定)
- ☆ご協力いただける市内の企業・団体を募集しています。ぜひご連絡ください。

※一定額以上の募金をしていただいた企業・団体は、緑の募金啓発用のチラシなどに名前を掲載させていただきます。

▶問合せ 市緑化推進協議会(都市計画課内) ☎95-0157)

【国民年金】学生の皆さん 学生納付特例制度をご存知 ですか

・ 国保医療課 国保年金係
(☎)95-0123
(☎)21-2159

国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料(27年度は月額1万5千590円)の納付が義務づけられますが、申請により学生の在学中の保険料納付を猶予する、「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は納付要件の対象期間となるため、万が一のときにも安心です。

学生で所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の年金額の計算に含まれません。年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)できま(承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります)。
▼対象 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校(1年以上の就学課程に限る)に在学中の20歳以上の学生

※夜間・定時制・通信課程含む
▼申請場所

・ 住民票を登録している市町村役場の年金担当窓口

・ 在学する大学等の窓口(在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている場合)

▼申請手続に必要なもの

- ・ 年金手帳
- ・ 学生証(または在学証明書)
- ・ 印鑑

○ 日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

かとれあワークスが変わりました

福祉課(☎)95-0118
かとれあワークス(☎)85-3432

保健センターの隣にある「かとれあワークス」が、4月1日から「地域活動支援センター」として生まれ変わりました。

ひきこもりの人やこころの健康に不調がある人を中心に、通所して軽作業等を行うことで、社会生活に対応する自信をつけていきます。

見学も行っていきますので、興味のある人はご連絡ください。



歴史民俗資料館では 戦争関連資料を さがしています!

歴史民俗資料館では、終戦70年を迎える今年の夏、戦争に関する展示を企画しています。

太平洋戦争、またそれ以前の戦争において、戦地あるいは内地で実際に使われた資料や、撮られた写真などをお持ちの人は、ぜひご連絡をお願いします。

▶資料の例

出征写真、訓練の写真、召集令状、軍服・軍帽、日章旗、軍隊手帳、国民服、カバン、名札、日用品(電灯カバー、食器、代用品など)、衣料切符・配給帳など

▶募集期間 4月19日(日)まで

▶連絡・問合せ 歴史民俗資料館(☎83-1133)

■ 小規模契約希望者登録制度 ■ ～参加希望者は登録を～

市では、市内業者の受注機会の拡大を図るために、「小規模契約希望者登録制度」を実施しています。

小規模契約希望者登録制度は、建設業の許可がないなどの理由により、競争入札参加資格申請ができない市内業者のうち、内容が軽易で履行の確保が容易であると認められる小規模契約(設計額50万円以下)の見積もりなどに参加する業者の皆さんを登録する制度です。

▶登録できる業種

- ・ 建設工事(建設業許可がない場合等)
- ・ その他委託(役務の提供等)

▶登録資格 市内に主たる事業所を有する法人または住民登録のある個人で、知立市競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない人。ただし、希望する業種を履行するために必要な資格・許可は必要です。

▶受付期間 随時受付(市役所開庁時のみ)

▶受付場所 市役所3階 総務課契約検査係

▶提出書類 市指定様式(市ホームページ・総務課契約検査係にあります。)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。総務課契約検査係へお問い合わせください。

▶問合せ 総務課 契約検査係(☎95-0147)



人事院・国税庁
国税専門官採用試験

名古屋国税局総務部人事第二課
試験係(☎052(95)3511)

▼受験資格

- ①昭和60年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた人
- ②平成6年4月2日以降に生まれ、次に掲げる人
 - ・大学を卒業した人および平成28年3月までに卒業する見込みの人
 - ・人事院が大学卒業と同等の資格があると認める人

▼インターネット申込み

- ・受付期間 4月1日(水)午前9時～13日(月)
- ・専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

▼郵送・持参での申込み(インターネット申込みができない場合)

- ・受付期間 4月1日(水)・2日(木)

○第1次試験

心の健康に不安や問題を抱えている人 ご相談いただける場所があります

一緒に解決策を探していきましょう。

▶対象 市内在住で心の健康に不安や問題があり、次のような悩みをお持ちの本人、ご家族、関係者の人

- ・ひきこもりでお悩みの人
- ・就労に関してお悩みの人
- ・日中の居場所をお探しの人
- ・こころの病気をもちの人の、ご家族同士で話ができる場をお探しの人
- ・その他生活するうえでお困りのことがある人

▶受付日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

▶相談先・問合せ 福祉課 障がい福祉係(☎95-0118)、社会福祉協議会(☎82-8833)



消防団 春季特別警戒パトロール

安心安全課 防災係(☎950160)

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、知立市消防団による春の特別警戒パトロールを行います。パトロール中は、消防ポンプ車の

▼試験日 6月7日(日)

▼試験内容

・基礎能力試験(多肢選択式)

・専門試験(多肢選択式、記述式)

▼合格発表 6月30日(火)

○第2次試験

▼試験日 7月14日(火)～22日(水)までのいずれか指定する日

▼試験内容 人物試験(個別面接)、身体検査

▼最終合格発表 8月25日(火)

採用案内は、国税庁ホームページの

名古屋国税局コーナーに掲載

(<http://www.nra.go.jp/nagoya>)

スピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき 4月13日(月)～21日(火) 午後8時～10時

▼ところ 市内全域

宝くじの助成金で知立市消防団の備品を整備しました

安心安全課 防災係(☎950160)

今回整備されたのは防火衣、防火帽、銀長靴、ローラーバックルベルトなどで、火災などの災害や様々な訓練等の活動に活用されています。



4月から生活困窮者への支援制度が始まります

福祉課 保護援助係(☎950149)
社会福祉協議会(☎828833)

社会に出るのが怖い、仕事が見つからない、働きたくても働けないなど生活に困っている人は、まずはお困りごとをお聞かせください。相談員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの人からの相談も受付します。

▼とき 4月1日(水)から

▼相談場所 福祉課または社会福祉協議会

広告

弁護士法人 白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

- 不動産、建築トラブル
- 相続、遺留分、離婚
- 債権回収
- 交通事故、労災事故
- 企業法務
- 破産、債務整理
- 刑事

相続、離婚、債務整理、交通事故被害の相談は初回30分無料

- 弁護士 白濱 重人
- 弁護士 香川 広志
- 弁護士 武林 寛明
- 弁護士 西尾 祐一郎
- 弁護士 三島 侑子
- 弁護士 居石 孝男
- 弁護士 新海 久美子

刈谷事務所 ☎0566-91-0210

刈谷駅南口よりすぐ
刈谷市若松町2丁目2番地

岡崎事務所 ☎0564-54-3777

JR岡崎駅東口よりすぐ
岡崎市羽根町字北ノ郷45

▶ <http://si-law-office.com>



衣浦東部広域連合NEWS

液化石油ガス設備工事等の届出窓口変更のお知らせ

衣浦東部広域連合消防局
予防課危険物係(☎63)0137)

県からの権限移譲に伴い、4月1日から、碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市内で500kgを超える液化石油ガス設備工事等の届出をする場合は、衣浦東部広域連合消防局予防課が届出を受理する窓口となる

救急救命士による処置の範囲が広がります

平成26年1月31日付けで「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、救急救命士が行うことのできる処置が拡大されました。これを受け、衣浦東部広域連合消防局では平成27年4月1日から運用を開始することになりました。

～新たに拡大される救急救命処置～

【心肺機能停止前の静脈路確保と輸液】

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック状態の人や長時間狭い場所や機械などに体を挟まれていた人に対して点滴を行います。

【血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与】

低血糖状態が疑われる人に対して血糖測定を行い、低血糖であることが確認された場合には、ブドウ糖溶液を投与します。

～期待される効果～

これまで、救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことのできる処置は、心肺機能が停止した傷病者に限られていました。これからは、心肺機能が停止する前の重度の傷病者に対して、救急現場や救急車内等で早期に処置を行うこともでき、救命効果のさらなる向上が期待されます。

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局消防課(☎63-0135)

ります。詳細は衣浦東部広域連合ホームページをご覧ください。

煙火消費許可の窓口変更のお知らせ

衣浦東部広域連合消防局
予防課予防係(☎63)0136)

県からの権限移譲に伴い、4月1日から、碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市内で許可数量以

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局
予防課予防係(☎63)0136)
知立消防署予防係(☎81)4142)

上の煙火を消費する場合は、衣浦東部広域連合消防局予防課が許可等の事務を担当する窓口となりますので、お知らせします。詳細は衣浦東部広域連合ホームページをご覧ください。

▼とき 5月28日(木)・29日(金)の2日間 午前9時45分～午後4時

▼ところ 安城市民会館

▼定員 162人(先着順)

▼受講料 4千円(当日徴収)

▼申込み期間 4月20日(月)～24日(金)

(午前8時30分～午後5時、定員になり次第締切り)

※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに(縦4cm×横3cm、3か月以内の証明写真1枚必要)

▼申込み場所 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係、知立消防署予防係

※電話および郵送等による受付は行っていませんので直接窓口でお申込みください。

救命講習会(4月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	安城消防署	高浜消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	4月18日(土) 午前9時～正午	4月19日(日) 午前9時～正午
定員	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	4月5日(日) 午前9時から募集開始 (☎75-2494) 救急係へ	4月5日(日) 午前9時から募集開始 (☎52-1190) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人(いずれの会場でも受講できます。)	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(气道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時などの処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課(☎63-0135) ホームページ <http://www.kinutoh.jp>